

教児安第148号
令和5年5月12日

各県立高等学校長様
関係県立特別支援学校長様

教育振興部児童生徒安全課長

若者に対する犯罪被害防止に関わる協力依頼について

このことについて、別添写しのとおり、令和5年5月1日付け生経発第58号-1で、千葉県警察本部生活安全部生活経済課長から依頼がありました。

昨年4月1日から民法改正により成年年齢が引き下げられ、18歳、19歳は、親の同意なく、クレジットカードや携帯電話、ローンといった契約を結べるようになり、今後、この年代が悪質業者のターゲットにされることも懸念されるところであります。

については、貴管下の職員、児童生徒に注意喚起していただき、悪質商法被害防止に向けた取組へのさらなる御理解と御協力をお願いします。

<参考資料>

悪質商法被害者支援研究会資料

担 当 教育振興部 児童生徒安全課 安全班 指導主事 山口 輝之 電 話 043(223)4091

教 児 安 第 1 4 8 号
令和5年5月12日

関係市教育委員会学校安全主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課長
(公印省略)

若者に対する犯罪被害防止に関わる協力依頼について

このことについて、別添写しのとおり、令和5年5月1日付け生経発第58号-1で、千葉県警察本部生活安全部生活経済課長から依頼がありました。

昨年4月1日から民法改正により成年年齢が引き下げられ、18歳、19歳は、親の同意なく、クレジットカードや携帯電話、ローンといった契約を結べるようになり、今後、この年代が悪質業者のターゲットにされることも懸念されるところであります。

つきましては、貴管下の市立高等学校及び市立特別支援学校に対し周知していただき、悪質商法被害防止に向けた取組へのさらなる御理解と御協力をお願いいたします。

<参考資料>

悪質商法被害者支援研究会資料

担 当 千葉県教育庁教育振興部 児童生徒安全課 安全班 指導主事 山口 輝之 電 話 043 (223) 4091

教見安第148号
令和5年5月12日

千葉市教育委員会学校安全主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課長
(公印省略)

若者に対する犯罪被害防止に関わる協力依頼について

このことについて、別添写しのとおり、令和5年5月1日付け生経発第58号-1で、千葉県警察本部生活安全部生活経済課長から依頼がありました。

昨年4月1日から民法改正により成年年齢が引き下げられ、18歳、19歳は、親の同意なく、クレジットカードや携帯電話、ローンといった契約を結べるようになり、今後、この年代が悪質業者のターゲットにされることも懸念されるところであります。

つきましては、貴管下の市立高等学校、市立特別支援学校に対し周知していただき、悪質商法被害防止に向けた取組へのさらなる御理解と御協力をお願いいたします。

<参考資料>

悪質商法被害者支援研究会資料

担 当 千葉県教育庁教育振興部 児童生徒安全課 安全班 指導主事 山口 輝之 電 話 043 (223) 4091



生経発第58号-1
令和5年5月1日

千葉県教育庁教育振興部
児童生徒安全課長様

千葉県警察本部生活安全部
生活経済課長
(悪質商法被害者支援研究会)

若者に対する犯罪被害防止に関わるご協力依頼について

晩春の候、貴課におかれましては益々ご清栄の段、お慶び申し上げます。

また、平素より警察活動の各般にわたり、深いご理解とご協力を賜っておりますこと、心より御礼を申し上げます。

さて、昨年4月1日から民法改正により成年年齢が引き下げられ、18歳、19歳は、親の同意なく、クレジットカードや携帯電話、ローンといった契約を結べるようになり、今後、この年代が悪質業者のターゲットにされることも懸念される所でございます。

そのような情勢下、1月21日、当県警において、この年代を対象とするマッチングアプリを利用した投資名目による詐欺事件の犯人グループを検挙することができました。

このグループは、スマートフォンのマッチングアプリを利用して被害者と知り合い、SNSでのやりとりを通じて、「絶対に損はしない」などの嘘の儲け話を持ちかけて、現金をだまし取っていたものとなります。

当県警といたしましては、こうした被害を防ぐために、取締りの強化はもとより、関係機関と協力して最新の犯罪手口や被害実態などを広く知らしめるとともに、被害者となる若者への消費者教育を図ることが重要と考えております。

つきましては、貴課が所管する教育機関において、あらゆる機会、広報媒体などを通じて注意喚起をしていただき、若者の悪質商法被害防止に向けた取組みへのさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。



本件連絡先担当

千葉県警察本部生活安全部

生活経済課 石井 裕之

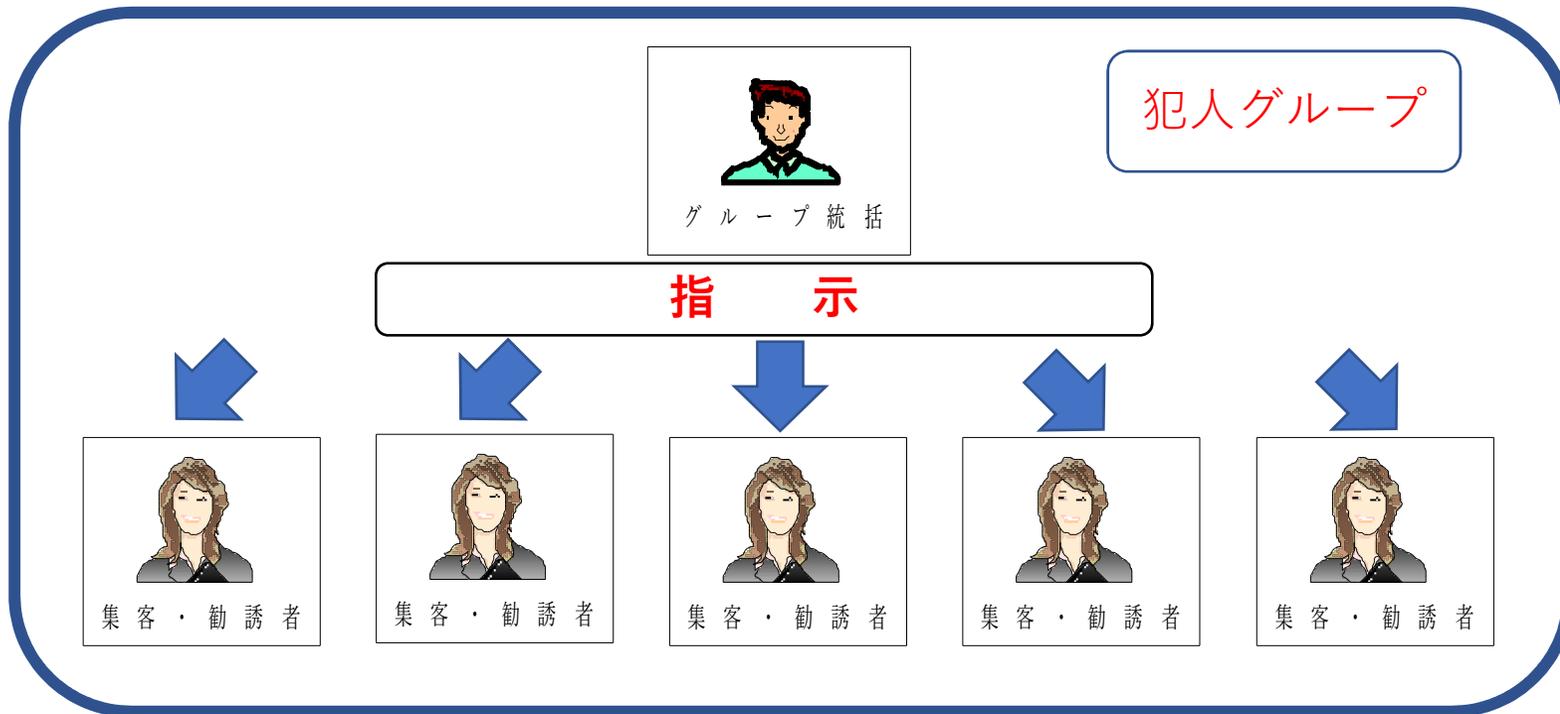
電話 043-201-0110 (代表) 内線3364

E-Mail seikeika006@police.pref.chiba.jp

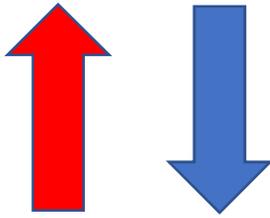
【 事 案 概 要 】

犯人らは、マッチングアプリで知り合った多数の若者に「絶対に損はしない」などと投資を勧誘し、投資運用資金名目で現金をだまし取っていた事件となります。

犯人らにお金を渡した若者の中には、出資時に18歳から19歳（当時未成年者）の者も複数いたことが判明しております。



勧誘者への好意や儲け話に騙され現金を支払う（振込）



マッチングアプリで若者（主に男性）を集客し、LINEで誘い出して勧誘する

